

物価高騰等に伴う経済対策の見直しについて

これまで、コロナ禍や物価高騰等に伴う経済対策として、下記の融資制度を利用している方に対する利子補給を恵庭市独自で実施しておりましたが、本来の趣旨であるコロナ禍における事業者への支援を一定程度達成したことや、市独自の融資制度の改正（利率軽減、融資上限拡大、信用保証料全額補給）を行ってきたことから、以下のとおり見直しを行います。

①『小規模事業者経営改善資金（公庫）』・『小規模事業者経営改善資金 新型コロナウイルス感染症関連（公庫）』

内 容	<ul style="list-style-type: none">日本政策金融公庫が行う、小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）の利用者に対する利子補給を恵庭市独自で行っていたもの。令和2年度～令和7年度に新たに申請があったものについて、60回目までを利子補給する。利子補給対象上限融資額1,000万円令和2～7年度新規受付分については、それぞれ令和7～12年度中に順次60回目を迎える。
変更点	令和8年度以降の新規受付は行わない。

②『中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（北海道）』

内 容	<ul style="list-style-type: none">北海道が行う、経営環境変化対応貸付【認定企業】（長期資金）及び経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）の利用者に対する利子補給を恵庭市独自で行っていたもの。令和5年度までに申請があったものを36回目まで利子補給する。（利子補給対象上限融資額500万円）令和4～5年度開始分については、それぞれ令和7～8年度中に順次36回目を迎える。
-----	---

※変更なし

③『中小企業等振興融資 経営安定資金 新型コロナウイルス緊急小口対応資金（恵庭市）』

『中小企業等振興融資 経営安定資金 物価高騰緊急小口対応資金（恵庭市）』（令和6年度申請分から名称変更）

内 容	<ul style="list-style-type: none">恵庭市が行っていた「中小企業等振興融資 経営安定資金」の利用者に対する利子補給を行っていたもの。令和2年度～令和6年度に申請があったものについて、60回目まで利子補給する。利子補給対象上限融資額500万円令和2～4年度開始分については、それぞれ令和7～9年度中に順次60回目を迎える。令和5年度、令和6年度については融資自体の実績なし。令和7年度以降、新規の経営安定資金の申し込み受け付けは行わない。
-----	---

※変更なし